【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

[提出先] 近畿財務局長

【提出日】 2025年8月25日

【会社名】 株式会社D&Mカンパニー

【英訳名】 D&M COMPANY CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松下 明義

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田二丁目 5番25号

(2024年12月25日から本店所在地 大阪市中央区平野町三丁目1番

2号が上記のように移転しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社D&Mカンパニー東京支店

(東京都千代田区霞が関一丁目4番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松下明義は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する 実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を 整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

重要な事業拠点においては、F & I サービス、C & B R サービス等を営む当社の事業の特性を勘案し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「買取債権」、「売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」に至る業務プロセスを評価の対象としております。

また、重要な虚偽記載の発生が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスとして、貸倒引当金計上等に関する業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記する事項はありません。

5 【特記事項】

特記事項はありません。